

<氏名変更手続き一覧表>

氏名を変更したときは、下表の該当箇所を確認の上、**必要書類を勤務先又は共済センターに郵送してください。**

氏名表記は原則本名です。ただし、性同一性障害を有する方及び外国籍で通称名がある方の氏名表記については、本名のほか通称名を併記することが可能です。

総合人事 情報システム ・ 非正規社員 管理システム	所属	氏名変更		手続き		提出書類	書類の提出先
		組合員	被扶養者	組合員	被扶養者		
対象	日本郵政株式会社 日本郵便株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社かんぽ生命保険	変更あり (注1)	いない	不要	—	—	〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当
			変更なし	不要	必要	様式「組合員証等再交付申請書」(注2)	
		変更あり	不要	必要	<日本国籍の方は下記2点> ① 様式「氏名等変更届出書」 ② 対象者の戸籍抄本(謄本)の写し または、変更前後がわかる住民票の写し <外国籍の方は下記3点> ① 様式「氏名等変更届出書」 ② 在留カード(特別永住者証明書)の写し ③ 変更後の氏名が確認できる住民票の写し ※本名が記載された書類を確認します。		
		変更なし				変更あり	
対象外	(独)郵貯簡易保険管理・郵便局 ネットワーク支援機構 任意継続組合員 日本郵政共済組合(本部・ 共済センター勤務)	変更あり	いない	必要	—	組合員：上記赤枠のとおり	〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 標準報酬・任継・年金担当 【被扶養者のみ変更の場合】 〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当
			変更なし	必要	必要	組合員：上記赤枠のとおり 被扶養者：様式「組合員証等再交付申請書」(注2)	
		変更あり	必要	必要	組合員、被扶養者：上記赤枠のとおり		
		変更なし	変更あり	不要	必要	被扶養者：上記赤枠のとおり	

(注1) 勤務先に「氏名変更届」を提出してください。組合員分は会社から情報連携され、組合員証を自動交付します。

(注2) 被扶養者分は「組合員氏名欄」の変更により、再交付が必要です。

2023.06 改正